

# 規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

## 埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中

「  
高校教育指導課、生徒指導課及び義務教育指導課  
」

を

「  
高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課  
」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。